

促進に努めます。

(3) 生涯スポーツ振興事業の拡充

県・市町村及び関係各団体は、県民を対象とした各種のスポーツ・レクリエーション事業を推進していますが、県民の多様なスポーツ欲求に十分に対応しているとはいえない状況にあることから、広く県民の間にスポーツを普及し、県民の健康と体力の向上を図るための各種の事業を推進する必要があります。

このため、県においては、県立学校体育施設の開放を推進するとともに、財団法人福島県体育協会が行う公認スポーツ指導員等派遣事業やスポーツ医事相談、スポーツ医科学トレーニング相談事業等の一層の促進を図ります。

また、福島県レクリエーション協会や関係機関・団体と連携し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の一層の振興を図るため、県民各層を対象とした県民スポーツ・レクリエーション祭並びに県民スポーツ大会の充実に努めます。

さらに、市町村に対しては、身近な体育施設である学校体育施設の効率的な開放を促進するとともに、学校週5日制のための児童生徒を対象とした地域の自然体験等を含むスポーツ事業や進展する長寿社会に対応する事業、婦人層を対象としたスポーツ教室等について実施を促進し、多くの地域住民の参加を得ながら、健康で明るく潤いのある社会の実現に努めます。

また、国際化の進展に対応し、スポーツを通した諸外国との交流事業の促進に努めます。

3 競技スポーツの振興

(1) 競技スポーツ関係団体の育成

県は、財団法人福島県体育協会と連携し、各競技団体の組織の整備促進と競技スポーツに取り組む企業の拡充に努めていますが、今後とも、これらの団体や企業の育成・強化に努める必要があります。

このため、競技人口の少ない競技団体に対しては、スポーツ教室や指導者講習会等を通して競技人口の増加を図るよう指導するとともに、各競技団体に対し、役割分担や責任体制を明確にするなど組織の整備を図り、各種の競技力向上事業を円滑に推進するよう育成・指導に努めます。

また、成年層の一層の競技力の向上を図るため、企業スポーツ連絡協議会の活性化を促進し、競技スポーツに取り組む企業の拡充に努めます。

(2) 指導者の養成・確保と指導体制の充実

県は、財団法人福島県体育協会及び各競技団体等との連携により、中央競技団体が主催する講習会へ指導者を派遣するなど指導者の資質の向上に努めていますが、競技団体によっては指導者が十分に養成、確保されているとはいえない状況もみられ、今後とも、計画的な養成・確保に努める必要があります。

このため、中央講習会指導者派遣事業や競技別指導者講習会の開催を通して有資格指導者の養成・確保に努めます。また、これらの指導者を中心に少年層から成年層に至る一貫した指導体制を確立し、選手の育成・強化を図るとともに、優秀指導者の登録を行い、これらの積極的な活用促進に努めます。